

聖籠町告示第 6 2 号

聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 2 8 日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、聖籠町への子育て世帯の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とし、新潟県と共同して行う新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業において、予算の範囲内で子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領及び聖籠町補助金等交付規則（平成 2 3 年聖籠町規則第 3 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第 2 条 支援金の交付金額は、1 世帯につき 5 0 万円とする。

(対象者)

第 3 条 支援金の対象者は、当該支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の（ア）、（イ）及び（ウ）のいずれにも該当すること。

（ア） 聖籠町への転入（住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 2 2 条第 1 項に規定する転入をいう。以下同じ。）直前の 1 0 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）、山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）、離島振興法（昭

和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住をしていたこと。

(イ) 聖籠町への転入直前に、連続して 1 年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

(ウ) 新潟県移住・就業等支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領(以下「県移住・就業等支援事業実施要領」という。)第 5 の 1 (1)①(ア)に規定する移住元に関する要件に該当しないこと。

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。

(ア) 聖籠町への転入後 1 年以内であること。

(イ) 申請日から 5 年以上、聖籠町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。

(ア) 聖籠町暴力団排除条例(平成 24 年聖籠町条例第 1 号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(2) 就業等に関する要件として、次のアからエまでのいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 次の(イ)に掲げる場合を除き、次の a から g までのいずれにも該当すること。

a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- b 就業先が県移住・就業等支援事業実施要領第5の2(1)に規定するマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に移住支援金の対象として掲載された求人であること。
 - c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記bの求人に係る法人等(以下「対象法人等」という。)に就業していること。
 - e 上記bの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - f 申請日から5年以上、対象法人等に継続して勤務する意思を有していること。
 - g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (イ) 県移住・就業等支援事業実施要領第5の1(1)②2)に規定するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次のaからeまでのいずれにも該当すること。
- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - c 申請日から5年以上、当該就職先に継続して勤務する意思を有していること。
 - d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- イ テレワークに関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。
- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 関係人口に関する要件として、聖籠町への転入前に、町長に対し、聖籠町の移住・定住の取組を含む政策全般に係る意見を書面で提出していること。

エ 起業に関する要件として、申請日から過去１年以内に県移住・就業等支援事業実施要領第６に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(３) 子育て世帯に関する要件として、次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 申請者及び１８歳未満の者（申請日が属する年度の４月１日時点において１８歳未満の者をいう。以下同じ。）を含む２人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

イ 申請者及び１８歳未満の者を含む２人以上の世帯員が申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。

ウ 申請者及び１８歳未満の者を含む２人以上の世帯員が令和６年４月１日以降に転入したこと。

エ 申請者及び１８歳未満の者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後１年以内であること。

オ 申請者及び１８歳未満の者を含む２人以上の世帯員がいずれも、聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第４条 申請者は、聖籠町子育て世帯移住支援金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第５条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請書に通知する。

(返還請求)

第6条 町長は、子育て世帯移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する状況となった場合、子育て世帯移住支援金の全額又は半額の返還請求をする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、聖籠町が新潟県と協議し、双方がこれを認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等を行っていた場合

イ 申請日から3年未満で聖籠町から転出した場合

ウ 申請日から1年以内に第3条第1項第2号アに掲げる要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合

(2) 半額の返還

申請日から3年以上5年未満で聖籠町から転出した場合

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、子育て世帯移住支援金の交付に必要な事項は、新潟県と聖籠町が協議して定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日以後に転入した者から適用する。